

埼玉県国土利用計画審議会について

埼玉県 企画財政部 土地水政策課

令和6年10月

1 根拠法令

- 国土利用計画法
- 執行機関の附属機関に関する条例
- 埼玉県国土利用計画審議会規則

2 審議会の役割

- ①埼玉県国土利用計画の策定、変更に関し意見を述べること（法第7条）
- ②市町村国土利用計画の策定、変更に対して、知事が助言・勧告するに際し、意見を述べること（法第8条）
- ③埼玉県土地利用基本計画の策定、変更に関し意見を述べること（法第9条）
- ④その他、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議すること（法第38条）

3 ポイント等

「第5次埼玉県国土利用計画」及び「埼玉県土地利用基本計画（計画書）」の方針等と照らし合わせて、諮問案件の土地利用転換が適切であるかを審議する

なお、都市計画法、森林法等の個別規制法においては、その目的の達成に必要な基準等が定められており、それぞれ所管する審議会等で審議が行われる

○重複している地域において、土地利用転換を行う場合の基本的な考え方を土地利用基本計画に明示

土地利用転換に当たっての影響が大きく不可逆性が高い、住宅系や工業系の調整方針については、『1「第1土地利用の基本方向」を踏まえた調整の考え方』において、基本的な考え方を記載

<住宅及び都市機能増進施設*の立地誘導>

- 立地適正化計画の居住誘導区域又は都市機能誘導区域に誘導
- 立地適正化計画を作成していない市町村においても、立地適正化計画の考え方を踏まえて誘導
- 土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンには立地誘導しない
- 浸水想定区域などの災害イエローゾーンには立地誘導しないことを基本としつつ、災害リスクに応じた対策を講ずる場合には立地も可能

*都市再生特別措置法第81条の都市機能増進施設で、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設

<工業・流通業務施設の立地誘導>

- 線引き都市計画区域での立地検討の場合
 - ・既存産業用地の有効活用を検討
 - ・市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路I、C、周辺等の地域
 - ・市街化区域への編入が基本
 - ・原則として、農用地区域、保安林、自然公園地域及び自然保全地域を縮小しないよう調整
- 非線引き都市計画区域での立地検討の場合
 - ・既存産業用地の有効活用を検討
 - ・用途地域が定められていない区域に立地を誘導する場合は、高速道路I、C周辺等の地域
 - ・用途地域の指定が基本
 - ・原則として、農用地区域、保安林、自然公園地域及び自然保全地域を縮小しないよう調整

その他、重複地域における個別の調整方針については、『2 重複地域別調整方針』に考え方を記載

（1）都市地域と農業地域が重複している地域

ア 市街化調整区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域である都市地域と農用地区域である農業地域が重複している場合

農用地として利用し、原則として農業地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

イ 市街化調整区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域である都市地域と農用地区域以外の農業地域が重複している場合

土地利用の現況に留意して、周辺の農地など農業上の利用との調整を図りながら、農業地域の縮小や都市的土地利用を認めるものとする。

（2）都市地域と森林地域が重複している地域

ア 都市地域と保安林である森林地域が重複している場合

保安林として利用し、原則として森林地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

イ 都市地域と保安林以外の森林地域が重複している場合

森林としての利用を優先し、できる限り森林地域の縮小や都市的土地利用は行わないものとする。

（5）農業地域と森林地域が重複している地域

ア 農業地域と保安林である森林地域が重複している場合

保安林として利用し、原則として森林地域の縮小や農業上の利用は行わないものとする。

イ 農用地区域である農業地域と保安林以外の森林地域が重複している場合

農用地としての利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林以外の森林地域が重複している場合

森林としての利用を優先するが、周辺の森林地域との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。